
第1章 文化会館の概要

1節 文化会館とは

1) 文化会館の概念とその変遷

文化会館という名称は、非常に漠然とした名称である。広辞苑で会館という言葉を引きくと次のような解説がなされている。

〈会館〉 ①集会場として設けられた建物。②明以来の中国で、同郷人または同業者の相互扶助・親睦・協議・祭祀などの機関或規約の下に維持せられ、建物は事務所・会議所・宿泊所・演劇場に共用。会館公所

即ち、文化会館を字句から判断すると、文化に関わることから“人が集まり、何らかの行事を行う場所”ということになる。もっとも、この定義づけをみても、依然として、その実態は漠然としたままである。そこで、今度は、範囲を絞って、何らかの法的な用語として規定されているかどうかをしてみる。端的に言うと、文化会館という言葉は、博物館(博物館法)や図書館(図書館法)という同じ文化領域の施設のような法的な定義づけはなされていない。唯一、それに近い形で用いられているのは、文化庁がこの種の施設の建設に対する補助金として「地方文化施設整備費補助金」を交付しているが、その地方文化施設を補足的に「文化会館」と呼ばれらわしている用い方である。この補助金の目的及び概要は次のように提示されている。

- ・地域の住民に、音楽、演劇、美術等の鑑賞又は創作活動の機会を与えるため、音楽堂、劇場、展示場等の機能を合わせ持つ施設である
出典『公共施設財源便覧』、ぎょうせい、昭和55年

*1)
「地方文化施設整備
費補助金交付要綱」
(文化庁)

さらに、その設置基準をみると次のようになっている。^{*1)}

〈補助事業の内容〉 1) 音楽堂、劇場、展示場等の機能を果たす文化施設のうち、ホール、展示場及びこれらに附帯する施設の部分の建築事業。2) ホール、展示場及びこれらに附帯する施設の部分の床面積は、1500㎡以上でかつ、ホールの固定席は500席以上であること。3) 建物に地域住民のために練習室(防音装置を施したもの)を室程度有すること。

〈交付の対象〉 原則として、都道府県、人口10万人以上の都市及び広

地域市町村圏振興整備措置要綱に基づき設定された広域市町村圏における中心市街地が存する都市が設定する施設

これらの基準から想像される文化会館の特徴は次のようなものである。

- 1) 音楽、演劇、美術等の鑑賞あるいは創造という芸術文化の令領域を対象とすること。
- 2) それらの各分野を総合的に扱おうとしていること。
- 3) 都市スケールの地域住民へサービスすることを前提としていること。
- 4) 上記の目的のために、大型(500席以上)のホール、展示場、練習室をもつこと。

おそらく、この「地方文化施設整備費補助金」に謳われている文化会館の概念が、その範囲を最も限定したものである。この補助金は、ちなみに昭和42年度から交付をはじめている。それでは、文化会館の概念が補助金の開始と同時に形成されたかという現実は、そうではない。実態は上記の概念に類似する施設の設置は、補助金の開始よりはるかに先行する形で行われていた。補助金による文化会館は、その設置主体の違いによって、市民会館、県民会館などとも呼ばれているが、これらの名称は、かなり古い時代から見られる。そしてこれらは、公会堂建築の延長上に建設されてきた。このあたりの事情については、文化会館に最も習熟した建築家であった故佐藤武夫博士の名著『公会堂建築』^{*1)}に詳しい。それをもとに、公会堂から文化会館への変遷を大雑把にたどると次のようになる。

わが国で最初に建てられた本格的な公会堂は、大正7年の岡田信一即設計の大阪市中央公会堂であるとされている。初期の公会堂は、その目的を各種の大会、講演会とし、演劇はもとより音楽の演奏もその範疇に入っていた。いわば講堂的な存在であった。しかし、その後、より文化的な催物を意識した公会堂が出現する。たとえば、日比谷公会堂や名古屋公会堂などである。名古屋公会堂では既に固定のホリゾントが舞台の背面に取りつけられており、これに象徴されるように公会堂に劇場的な設備が取り込まれ始める。しかし、依然と

*1) 『公会堂建築』
佐藤武夫著
相模書房
昭和41年初版

『公会堂建築』
前出、P26

してこれらの公会堂の使用目的は、行幸・講演会が主体であった。佐藤武夫によると^{*2)}「日比谷公会堂は、……その性格設定のとき、主として行幸、講演会等に供するため芝居とかオペラ等の上演についてはむしろ考へてはいけない、という態度が企画者側から示された」という。もっとも、このように釘をさされたところをみると設計者側には公会堂の劇場化指向が明確に芽生えていたとすることはできよう。

これが、さらにはっきりと劇場化指向をとるのは、戦後になってからである。昭和50年に高知中央公民館、仙台公会堂が建設されたのを契機にその後続々と公共ホールが建設されてゆく。これが後の文化会館建設ブームへと繋がる訣である。もっとも、戦後、当初ホール建設の主導権をにぎったのは私鉄、百貨店、新聞社などの民間企業である。1954年から1958年にかけて東横ホール、産経ホール、読売ホール、名鉄ホール、朝日フェスティバルホール、毎日ホール等が続々と建設された。そして、それに伴い、これらのホールを利用した文化的催物も盛んになった。文化会館の建設ブームは、こうした現象を追いかける形で盛んになってゆく。特に、それは1960年代に入ってから著しくなる。この戦後の文化会館建設のリーダーシップをとったのが佐藤武夫である。今日の文化会館の基本的イメージは彼が確立したと断言して良いであろう。音響学者であり、建築家であるという特異な立場から、彼は公会堂建築の劇場化、即ち文化会館化を敢然と押し進めた。『公会堂建築』の中でも公会堂の劇場化を主張している。彼はそこで「その目的として、(1)日本の古典芸能の上演にも十分に耐えられる内容機能を持つこと、(2)同様に新劇の上演にも耐えられること、(3)オペラを含む洋楽、洋舞の公演も考慮すべきことを挙げている。美術等のジャンルにはふれていないが、これは、先の『地方文化施設整備費補助金』の文化会館とその対象や各種のジャンルを総合的に扱おうという姿勢と、極めて近い指向を示している。さらに、彼は、その劇場化の背景に、労音などの全国的鑑賞組織の台頭に伴う、それらが提供する舞台芸術鑑賞の受け皿としての機能と、市民あるいは地域住民の文化創造活動の中心的施設としての両面性を見ているが、これも、現在の文化会館の

鑑賞の場であると同時に創造の場であるべきという主張を見通している。さて、このように、佐藤武夫氏らの努力により、公会堂は、文化会館へと次第に姿を変えて来た訳であるが、その出自により、先の文化庁の補助金のところで見た性格以外に次の性格ももっている。

1) 文化会館は、主たる対象を芸術文化の領域に置いてはいるが、同時に、初期の公会堂以来の対象である、行事・講演の場としての機能も担っている。

2) 基本的に公会堂は、ホールや会議室を時間単位に貸し、その内容には口をはさまない施設管理主体の運用方針をとっていたが、この性格は文化会館にも引きつがれている。

ところが、この性格は、今日の文化会館のあり方に大きな矛盾を生じている。それは、文化会館が、芸術文化の活動の拠点として、自ら自主事業と称する企画・制作活動を行うようになってきたことによる。こうした方向への変化は、文化会館が、劇場化の道を歩み続ける以上どうしても避けられない変化であるが、それは、その運用形態や組織構成が大きく変化することを意味している。また、芸術文化活動と単なる行事・集会活動とのギャップも大きくなることを意味している。さらに、文化会館は、そもそも、芸術各ジャンルを総合的に扱おうという指向があることは先に指摘したが、この傾向を維持したまま、全てのジャンルへ自主的な事業を拡大してゆくことは、その組織が大きく膨れ上がる問題も抱えている。このように、文化会館の概念は時代とともに変化しながら、今日に到り、ここで大きな曲がり角に来ており、この曲がり角に立った文化会館をどう考へるべきかを検討するのが本論文のテーマである。

なお、文化庁の補助金を対象としない公共の施設にも、主として舞台芸術の利用に供されるホールを所有し、また、その他会議室や展示室等を有する文化会館と同質の施設も多々見られる。たとえば、厚生年金や郵便貯金などの市民への還元を目的とする会館や、大規模な公民館などである。本論文では、こゝでも広い意味での文化会館として扱うことにする。

2) 本論文で文化会館を扱う視点

前項において、文化会館は、その実態は非常に漠然としたものであること、そして、その概念は時代とともに大きく変化してきていることを示した。従って筆者は本論文において、これら旧来の枠組みにはとらわれず、むしろそれ自体を大きな社会現象あるいは文化現象の総体の中に流動的に把握しておくべきものとして扱いたい。

もっとも、あくまでも本論文は文化会館という概念に関して論理的な把握を試みようとしている訳であるから、筆者が「いかなる側面から文化会館を取り上げているか」という立場をあらかじめ明確にしておくことは必要である。

文化会館を捉える視点は、大きく分けると次のふたつがある。

- 1) 美術における美術館、文芸における図書館と対比させ、主としてホールを中心とした舞台芸術のための施設として捉える視点。
- 2) 舞台芸術という枠をはめず、広く市民の用に供する集会施設として捉える視点である。^{*1)}

*1)

たとえば最も新しい研究としては森田孝夫氏の学位論文『集会施設の建築計画に関する基礎的研究』(大阪大学, 1981)がこの立場をとる

このふたつの視点は内容的には非常に異なる視点である。しかし、文化会館は、前項におけるその歴史的な展開の考察に見たように、上記の両視点をも含む複雑な成長の途をたどってきた。

本論文では我国における舞台芸術の発展には、文化会館が非常に大きな役割を果たしてきたという前提に立って、今日における文化会館と舞台芸術活動のかかわり合いの現状認識をし、その問題点を抽出し、今後のあり方を探ってゆくことを主題としている。その意味においては、筆者の立場は1)の立場に近いものである。即ち、筆者は論を進める上で、文化会館の「国あるいは地方自治体等公共の手によって設置され、舞台客席及びそれに付随する機能を有し、舞台芸術を主体とする地域社会の文化活動の振興・発展を旨とした施設としての側面を中心に据え考察を行う。しかし、筆者は、現実の文化会館の持つ集会場としての存在意義も看過すべきものではないと考えており、その意味で、重要なポイントについては2)の立場からの考察も行うこととする。

2 郷文化会館の概況

1) 文化会館の設置概況

まず文化会館の設置概況を見る。先に見たように文化会館の概念が漠然としているためには、きりした数量を把握することは困難である。そこで、既存のいくつかの統計資料をもとにその輪郭をたどることとする。

自治省関係資料として、財団法人地方財務協会によって編まれている『昭和56年版 公共施設状況調』によると、県民会館・市民会館・公会堂等^{*1)}住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設^{*1)}の設置状況は表1-1のとおりである。これには参考のため、社会教育法にもとづく公民館も併記した。これによると昭和56年度3月31日現在で1691館におよぶ、県民会館、市民会館、公会堂等の施設があることになる。

*1)
同書 P38
資料の索引

		51年度	54年度	55年度	備考
県民会館・市民会館 公会堂等	都道府県	93	92	99	県民会館・公会堂・市民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設に付して計上している。
	市町村	1406	1637	1592	
	合計	1499	1729	1691	
公民館	市町村立	10780	11931	12375	社会教育法第21条の規定により設置している公民館に付して計上

表1-1 自治省資料『昭和56年版公共施設状況調』による県民会館、市民会館、公会堂等の設置状況

また一般的に文化会館の概況を示すのによく利用される全国公立文化施設協議会(事務局東京文化会館内)編による『全国公立文化施設名簿(昭和55年度版)』によるとその設置状況は表1-2のようになる。

*2)
直轄とは首長部局に属するものを言ふ

所轄	直轄 ^{*2)}	教委	法人	計
国・都道府県立	27 39.1%	10 14.5%	32 46.3%	69 100%
市区町村立	264 64.5%	122 29.8%	23 5.6%	409 100%
計	291 60.9%	132 27.6%	55 11.5%	478 100%

表1-2 全国公立文化施設協議会に加盟する文化会館の設置状況

表1-2には全国公立文化施設協議会に加盟している館についてのみ記したがその館数は478館である。名簿には未加盟館も記載されており、それらも合計すると630館が全国公立文化施設協議会による存在が把握されていることになる。

表1-1の昭和55年3月31日現在の館数と表1-2の館数とを比較してみると、国、都道府県立では、自治省調べに対して公文協加盟団体の割合が約75%、市町村立では約23.7%となっている。このことは、都道府県立のものは公文協でもかなりの数把握されているのに対し、市町村立のものは公文協としては文化会館的施設として把握していない施設が自治省の統計には含まれていることを示している。

ここでもう一度表1-3に文化会館及びその類似施設を各都道府県別にして示す。

都道府県	自治省調べ 文化会館 (内は県民会館)	公民館	公文協 加盟施設				
北海道	64 (0)	618	33	京 都	57 (2)	225	7
青 森	6 (0)	364	7	大 阪	86 (2)	258	18
岩 手	14 (1)	358	9	兵 庫	107 (7)	405	22
宮 城	14 (1)	295	7	奈 良	9 (1)	353	2
秋 田	16 (1)	358	5	和歌山	18 (1)	247	3
山 形	22 (1)	271	9	鳥 取	8 (0)	179	2
福 島	30 (1)	461	10	島 根	22 (2)	271	1
茨 城	26 (2)	360	10	岡 山	25 (0)	549	12
栃 木	27 (1)	188	13	広 島	34 (0)	422	7
群 馬	32 (2)	219	9	山 口	23 (0)	267	10
埼 玉	60 (7)	508	28	徳 島	30 (1)	261	5
千 葉	47 (1)	277	13	香 川	14 (0)	203	5
東 京	144 (21)	77	36	愛 媛	37 (2)	404	2
神奈川	42 (7)	150	38	高 地	12 (2)	233	3
新 潟	50 (1)	413	7	福 岡	41 (2)	452	13
富 山	25 (2)	321	9	佐 賀	9 (0)	129	5
石 川	14 (3)	320	5	長 崎	42 (2)	174	6
福 井	41 (1)	177	4	熊 本	33 (1)	231	6
山 梨	30 (1)	308	3	大 分	26 (1)	225	6
長 野	89 (0)	340	5	宮 崎	15 (0)	91	4
岐 阜	32 (0)	280	8	鹿 児 島	31 (1)	195	15
静 岡	39 (0)	226	13	沖 縄	16 (0)	31	3
愛 知	63 (14)	372	24				
三 重	43 (1)	285	8				
滋 賀	24 (3)	190	8	計	1691 (99)	13564	478

表1-3 文化会館及びその類似施設の各都道府県別設置状況

表1-3によると地方によって会館の設置状況にはかなりのバラツキがあるのが判る。やはり、首都圏、京阪神地区等大きな都市の集中している地域に会館が多く設置されている状況がうかがえる。

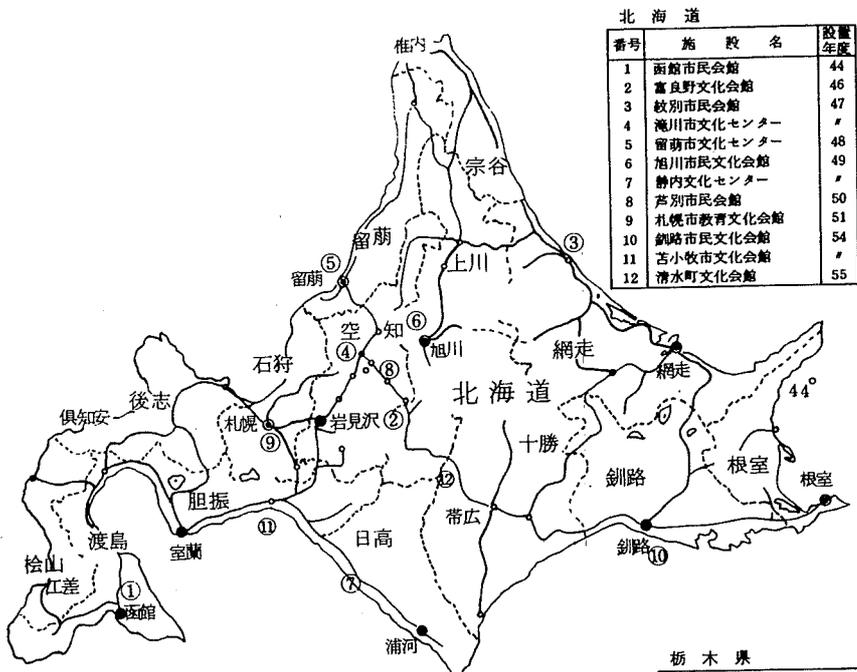
さて、自治省の調べによるものも、公文協に加盟している会館も必ずしも本論文が中心にとり上げる舞台芸術の創造の場としての機能を中心機能として考えられたものばかりではなく、広く集会機能を対象としたものも含まれていると思われる。本来ならば、これらのどのぐらいの会館が舞台芸術に利用されているのかを把握されるべきである。しかし残念ながら、全国的に網羅されたこの種の調査は行われていない。そこで、舞台芸術の創造、上演の場としての文化会館の設置状況を別の角度から把握してみることにする。

文化庁は昭和42年度から地方文化施設整備に関する補助金を地方自治体に交付していることは、前項で触れた。これは「地域の住民に対し、音楽、演劇、美術等の鑑賞または創造活動の機会を与えるため音楽堂、劇場、展示場等の機能を合せもつ文化活動のための総合施設」として位置づけられ、明らかに、単なる集会施設とは一線を画したものと考えられている。さらに、この機能の中で認められている美術等の分野では、美術館などの施設が設けられているため、文化庁では、文化会館を主として舞台芸術の施設として位置付けている。このように、文化庁の補助金対象となる文化会館は、舞台芸術に対する姿勢を最も鮮明に打ち出しているが、その設置状況を表1-4に示す

設置主体 \ 年度	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	計
県立	2	1	1	2	3	1	0	3	2	1	2	2	1	2	2	25
市立	3	4	4	6	7	14	20	17	17	11	11	9	16	19	21	179
区立	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	3
町立 村立	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	3	3	3	2	18
計	5	5	5	8	10	15	20	23	23	12	14	16	20	24	25	225

表1-4 文化庁の補助金による文化会館の設置状況

ここに見るように、文化庁の補助金により昭和56年までに225館の文化会館が設置されている。文化庁の補助金の対象となるのは、人口10万人以上の市あるいは広域市町村圏の中心都市であるが、そのうち、昭和56年3月現在で、人口10万人以上の市は231市であり、これらの市には、文化会館はほぼ設置済みで、その対象は今後、広域市町村圏の中心都市に移りつつあるという。図1-1及び、図1-2に、文化庁の資料より、その分布を地図上にプロットしたものを借用して示すが、文化会館がいかに全国各地に建設されているかが把握できる。



1	八戸市公会堂	49
2	青森市民文化ホール	50
3	弘前文化会館	56

1	岩手県民会館	47
2	花巻市文化会館	50
3	宮古市民文化会館	51
4	釜石市民文化会館	53
5	二戸市民文化会館	56

1	小牛田町文化会館	53
---	----------	----

1	本荘市文化会館	47
2	湯沢文化会館	54
3	秋田市文化会館	55
4	能代市文化会館	#
5	男鹿市民文化会館	#
6	大館市民文化会館	56

1	米沢市民文化会館	43
2	鶴岡市文化会館	45
3	山形市民会館	48
4	寒河江市市民文化会館	#
5	長井市市民文化会館	49
6	天童市市民文化会館	#
7	新庄市民文化会館	56

1	真岡市民会館	49
2	塩原町文化会館	50
3	今市市文化会館	51
4	小山市立文化センター	52
5	宇都宮市文化会館	54
6	佐野市文化会館	#
7	矢板市総合文化会館	55
8	黒磯市文化会館	56

1	福島県文化センター	44
2	いわき市文化センター	49
3	会津若松市文化センター	53
4	須賀川市文化センター	55

1	高岡市民会館	42
2	富山県教育文化会館	49
3	立山町民会館	50
4	大沢野市民文化会館	55
5	砺波市文化会館	56
6	新湊市中央文化会館	#

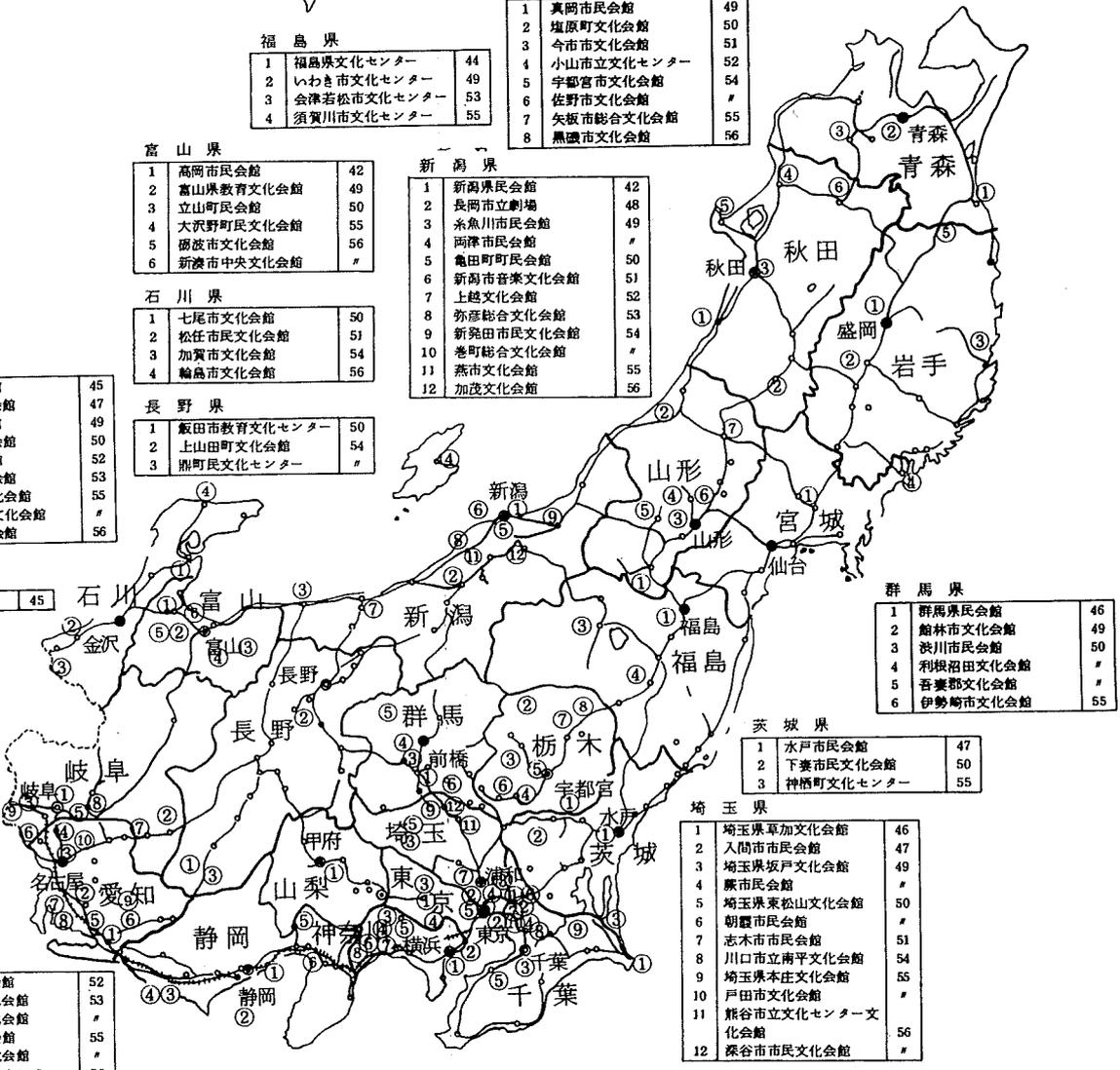
1	新潟県民会館	42
2	長岡市立劇場	48
3	糸魚川市市民会館	49
4	岡津市民会館	#
5	亀田町民会館	50
6	新潟市音楽文化会館	51
7	上越文化会館	52
8	弥彦総合文化会館	53
9	新潟市市民文化会館	54
10	燕市文化会館	#
11	新潟市市民文化会館	55
12	加茂文化会館	56

1	七尾市文化会館	50
2	松任市民文化会館	51
3	加賀市文化会館	54
4	輪島市文化会館	56

1	飯田市教育文化センター	50
2	上山田町文化会館	54
3	淵町民文化センター	#

1	岐阜産業会館	45
2	中津川文化会館	47
3	大垣市民会館	49
4	美濃市文化会館	50
5	関市文化会館	52
6	南野町文化会館	53
7	多治見市文化会館	55
8	美濃加茂市文化会館	#
9	垂井町文化会館	56

1	富士吉田市民会館	45
---	----------	----



1	水戸市民会館	47
2	下妻市民文化会館	50
3	神栖町文化センター	55

1	埼玉県草加文化会館	46
2	入間市市民会館	47
3	埼玉県坂戸文化会館	49
4	蕨市民会館	#
5	埼玉県東松山文化会館	50
6	朝霞市市民会館	#
7	志木市市民会館	51
8	川口市立南平文化会館	54
9	埼玉県本庄文化会館	55
10	戸田市文化会館	#
11	熊谷市立文化センター文化会館	56
12	深谷市市民文化会館	#

1	横浜市教育文化センター	48
2	神奈川県立県民ホール	49
3	厚木市文化会館	53
4	伊勢原市民文化会館	54
5	海老名市文化会館	#
6	茅ヶ崎市市民文化会館	55
7	茅ヶ崎市市民文化会館	#
8	松田町民文化センター	56

1	立川市市民会館	48
2	荒川区民会館	49
3	清瀬市民センター	50
4	調布市市民福祉会館	51
5	台東区立浅草公会堂	52
6	新宿文化センター	53

1	銚子市青少年文化会館	46
2	柏市民文化会館	47
3	千葉市民会館	50
4	八千代市市民会館	48
5	市原市市民会館	51
6	野田市文化会館	#
7	船橋市市民文化ホール	51
8	四街道文化センター	54
9	佐原市文化会館	55
10	浦安市文化会館	56

1	清水市文化会館	52
2	静岡市市民文化会館	53
3	磐田市文化会館	54
4	浜北市文化会館	55
5	富士宮市文化会館	#
6	沼津市文化センター	56

1	豊橋市民文化会館	42
2	安城市民会館	46
3	名古屋市民会館	47
4	一宮市民会館	48
5	瀬都市民会館	#
6	豊川市文化会館	52
7	碧南市文化会館	53
8	西尾市文化会館	55
9	豊田市市民文化会館	56
10	尾張旭市文化会館	#

図1-1

2) 文化会館の施設概況

*1) 昭和56年版『公共施設状況調査』財団法人地方財務協会(自治省)

*2) 1館につき複数のホールをもつものは最大のものを記入

表1-5に『昭和56年版 公共施設状況調査』^{*2)}に見る 県民会館、市民会館等文化会館類似施設の施設規模の概要を示す。これによると、一館あたり

上段合計 (下段1館あたり)	設置箇所数	延面積	収容定数 ^{*2)}	専任職員数
都道府県立	99	1721,854 ^{m²} (17291.4)	94,196人 (951.5)	1368人 (13.8)
全市町村立	1592	3768653 (2367.2)	940373 (590.7)	5080 (3.2)
大都市	113	341625 (3023.2)	59569 (527.2)	606 (5.4)
特別区	89	220,473 (2477.2)	37128 (417.2)	641 (7.2)
都市	740	2490947 (3366.1)	620647 (838.7)	3196 (4.3)
中都市	299	1266305 (4235.1)	263716 (82.0)	1879 (6.3)
小都市	441	1224642 (2777.0)	356931 (809.4)	1317 (3.0)
町村	650	715608 (1100)	223029 (343.1)	637 (0.98)
備考	大都市:札幌市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市 中都市:昭和55年国調人口10万人以上 --- 182都市 小都市: " 10万人未満 --- 454都市			

表1-5 『昭和56年版 公共施設状況調査』に見る 県民会館、市民会館等文化会館類似施設の施設規模概要

の延床面積は、都道府県立の施設が群をぬいて大きく17291^{m²}、次いで中都市の4235^{m²}、大都市の3023^{m²}、小都市の2777^{m²}、そして特別区の2477^{m²}、町村の1100^{m²}と続く。

収容定数では 都道府県立が約952人、中都市82人、小都市809人、大都市527人、町村343人の順で規模が小さくなる。

専任職員数については、都道府県が1館あたり、13.8人、特別区が7.2人、中都市が6.3人、大都市が5.4人、小都市が3.0人、町村が0.98人である。

全体の傾向としては、延床面積、収容人数、専任職員数においても都道府県立が最も大きく、次いで都市、町村と続き、自治体の規模が大きくなるほど、施設も立派になる傾向が見られる。ただし、都市にお

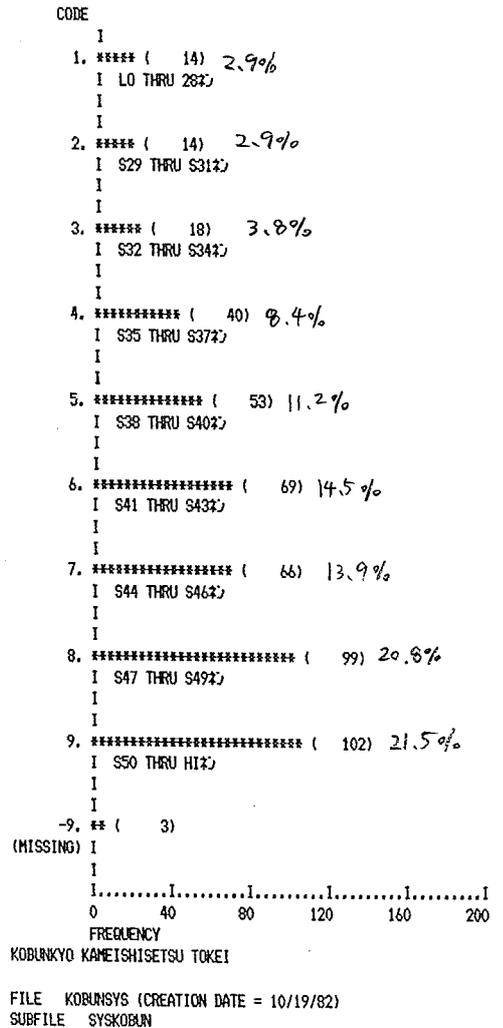
いて大都市が中都市よりも、各平均規模が小さくなっているのが特異である。これはおそらく、中都市では比較的規模の大きな施設が単体で存在しているのに対して、大都市では規模の大きな施設もあるかわりに、規模の小さな施設もあることにより、見かけ上の平均値が下っているからと推測される。(しかし、この推測の検証は本データのみでは行えない。

次に全国公立文化施設名簿(昭和55年度版)にもとづいて、全国の文化会館の施設概況をみる。

まず図1-3に公文協加盟施設の建設年度を示す。これを見ると、文化会館の建設ペースは、年を追うごとに増加する傾向が見える。特に昭和47年度から49年度までに99館、つまり毎年平均33館の文化会館が建設され、自治体の間で大きなブームが起ったことが判る。

敷地面積については平均は約9803 m^2 である。規模別に頻度を見ると全体の19.5% 92会館が2000から4000 m^2 の中に入り、最も多い。次に2,400 m^2 から6000 m^2 の間のものが16.8% 79会館である。さらに8000 m^2 から10000 m^2 のものが10.2% 48館とやや減少する傾向を示し、12000 m^2 から14000 m^2 の敷地面積をもつ会館は最も少なく、18館しかない。14000 m^2 から16000 m^2 のものは、やや増えた7.0%、33館ある。また16000 m^2 を越える敷地面積を越えるものも66館14.0%ある(図1-4)

NENDOX

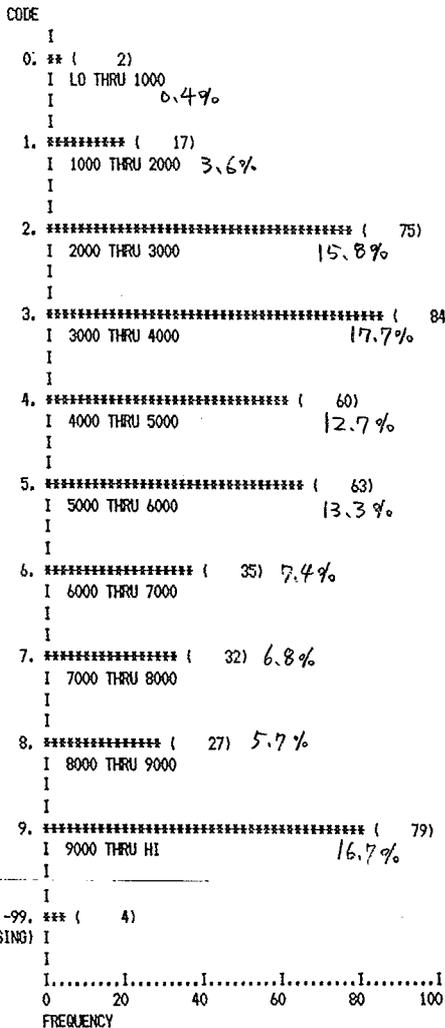


VALID CASES 475 MISSING CASES 3
図1-3 公文協加盟施設の建設年度

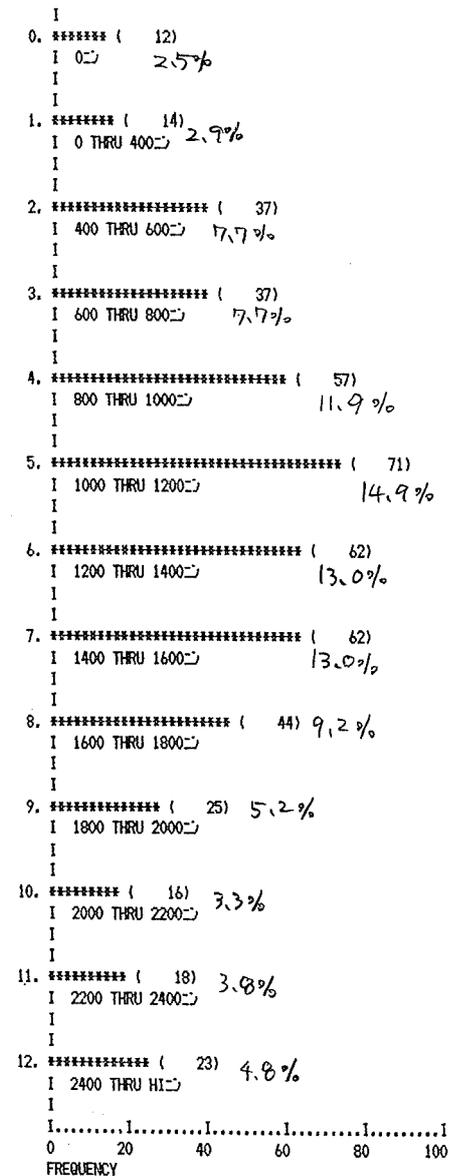
16.7%もあることに注目する必要がある。

SEKIX2

SNOBEX



CODE



VALID CASES 474 MISSING CASES 4

図1-6 公文協加盟施設の延床面積

*1)
ホ1ホール、ホ2ホール
ホ3ホールと、三つの
ホールまでの合計
客席数

公文協加盟施設の各施設のホール合計客席数の平均は、1310席である。その分布を図1-7に示す。最も頻度の高いのが1000人から1200人で、次いで1200から1400人、1400人から1600人の規模のものが多く見られる。800席以下のものは、全体の20.8%を占めるにすぎない。公文協加盟施設の各施設における最大規模のホールについては、その平均値は1180席である。その頻度分布を図1-8に示す。これによると、最も頻度の高い規模は、1000人から1200人の客席数を持つホールである。次いで1200人から1400人の規模のものが

VALID CASES 478 MISSING CASES 0

図1-7 公文協加盟施設の1施設におけるホールの合計客席数

CODE			
I			
1. ***** (50)	I 0	10.5%	
I			
I			
2. ***** (66)	I 1 THRU 2	13.8%	
I			
I			
3. ***** (114)	I 3 THRU 4	23.9%	
I			
I			
4. ***** (109)	I 5 THRU 6	22.9%	
I			
I			
5. ***** (70)	I 7 THRU 8	14.7%	
I			
I			
6. ***** (34)	I 9 THRU 10	7.1%	
I			
I			
7. ***** (16)	I 11 THRU 12	3.4%	
I			
I			
8. *** (7)	I 13 THRU 14	1.5%	
I			
I			
9. **** (11)	I 15 THRU HI	2.3%	
I			
I			
-9. * (1)			
(MISSING) I			
I			
I.....I.....I.....I.....I.....I			
0 40 80 120 160 200			
FREQUENCY			
KOBUNKYO KAMEISHISETSU TOKEI			
FILE KOBUNSYS (CREATION DATE = 10/19/82)			
SUBFILE SYSKOBUN			

CODE			
I			
1. ***** (119)	I 10 THRU 5	25.1%	
I			
I			
2. ***** (172)	I 6 THRU 10	36.3%	
I			
I			
3. ***** (73)	I 11 THRU 15	15.4%	
I			
I			
4. ***** (42)	I 16 THRU 20	8.6%	
I			
I			
5. ***** (29)	I 21 THRU 25	6.1%	
I			
I			
6. ***** (17)	I 26 THRU 30	3.6%	
I			
I			
7. *** (6)	I 31 THRU 35	1.3%	
I			
I			
8. ** (3)	I 36 THRU 40	0.6%	
I			
I			
9. **** (13)	I 41 THRU HI	2.7%	
I			
I			
-99. ** (4)			
(MISSING) I			
I			
I.....I.....I.....I.....I.....I			
0 40 80 120 160 200			
FREQUENCY			
KOBUNKYO KAMEISHISETSU TOKEI			
FILE KOBUNSYS (CREATION DATE = 10/19/82)			
SUBFILE SYSKOBUN			

VALID CASES 477 MISSING CASES 1

VALID CASES 474 MISSING CASES 4

図1-10 公文協加盟施設の会議室数

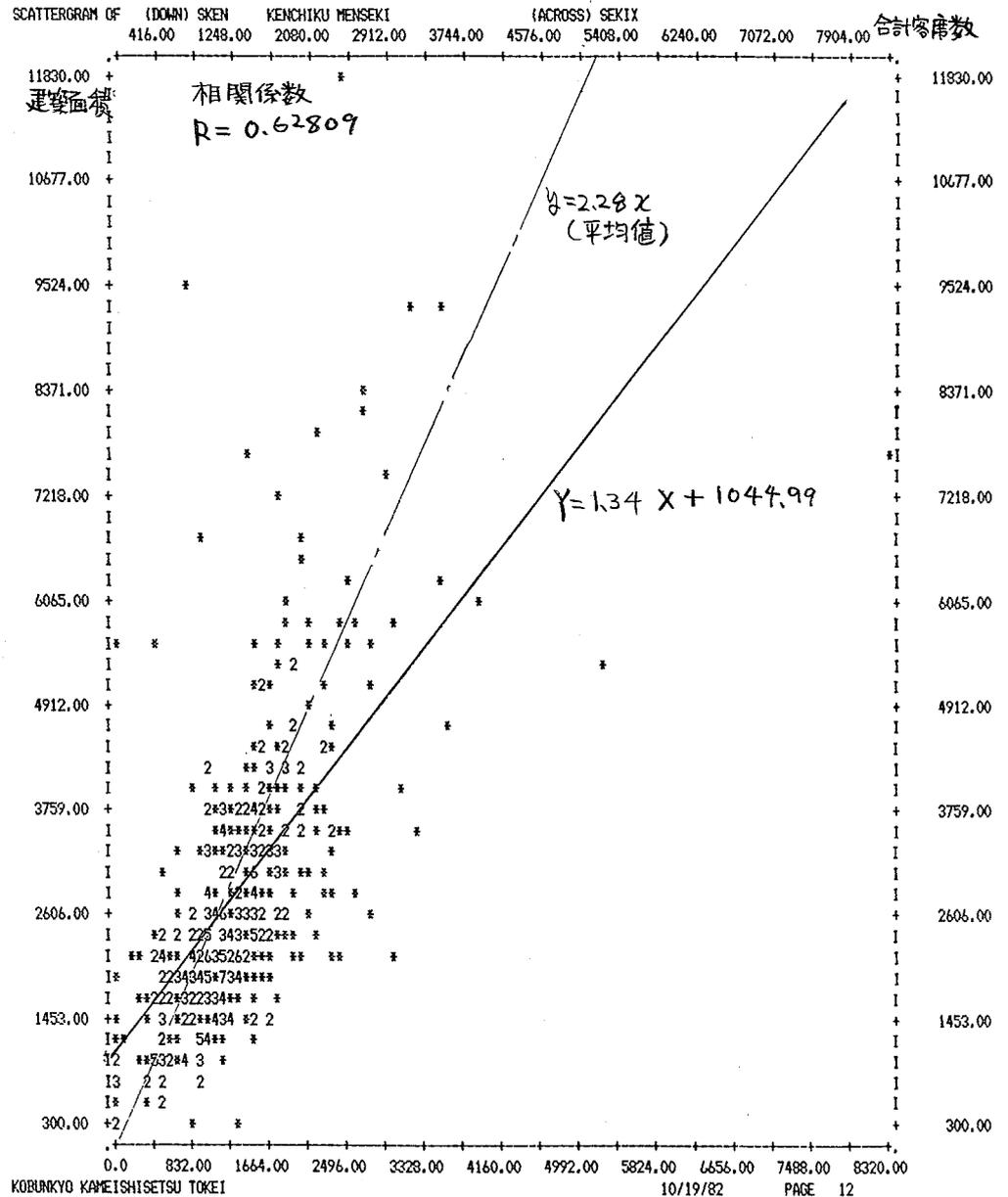
図1-11 公文協加盟施設の職員数

文化会館及びその類似施設は、一般的にホールの外に会議室も持っている。その会館あたりの室数の分布状況を示したのが図1-10である。これによると、3室から6室程度の会議室を持つものが多く見られる。

最後に職員数についてであるが、全館の平均値は12.6人である。しかし、図1-11の頻度表によると、6人から10人という職員規模のものが最も多く全体の36.3%、次いで5人以下の会館が25.1%、合わせて61.4%と、大半を占め、多くの会館が極めて少ない職員で会館を運用している実態が把握される。

*1)
オ1、オ2、オ3ホ-ル
まで含めた合計

次に建築面積とホール^{*1)}の合計客席数の関係を見る。まず、各施設の1席あたりの建築面積の平均を見ると、公文協加盟施設では2.28m²/席となっている。



STATISTICS..

CORRELATION (R)-	0.62809	R SQUARED	-	0.39450	SIGNIFICANCE	-	0.00000
STD ERR OF EST -	1210.05440	INTERCEPT (A) -		1044.99182	SLOPE (B) -		1.33597
PLOTTED VALUES -	470	EXCLUDED VALUES-		0	MISSING VALUES -		8

図1-12 公文協加盟施設の建築面積と合計客席数の関係

図1-12に、建築面積と合計客席数との関係を図示した。これによると、両者にはある程度の相関関係を見ることが出来る。表1-6に合計客席規模別に1席あたりの建築面積の平均を見たものを、表1-7に職員規模別に、1席あたりの建築面積の平均を見たものを示す。まず客席規模別に見た場合であるが、800席あたりまでは、客席規模が

大きくなるにつれて、1席あたりの建築面積は急激に減るが、800席あたりを越えた段階から、その減少は極めどゆるやかになり、ほぼ一定に近くなる。最も類似施設の多い800席から1600席あたりでは約2.0から2.2ぐらいの範囲に納まっている。職員規模別に見た場合には、職員数が多くなると若干、1席あたりの建築面積が土増加する傾向にあるが、最も頻度の高い10人以下の施設では、約2.0から2.3の範囲に納まっている。

CODE	VALUE LABEL	MEAN (平均)	STD DEV	N
		2.2829	1.5091	(470) 全体
0.	0	0.0	0.0	(12)
1.	0 THRU 400	5.9786	4.5136	(13)
2.	400 THRU 600	3.4028	2.1115	(37)
3.	600 THRU 800	2.8356	1.9396	(34)
4.	800 THRU 1000	2.1639	1.0406	(57)
5.	1000 THRU 1200	2.1954	0.7665	(71)
6.	1200 THRU 1400	1.9505	0.5914	(61)
7.	1400 THRU 1600	2.1088	0.7500	(61)
8.	1600 THRU 1800	2.0109	0.6636	(44)
9.	1800 THRU 2000	2.1078	0.6320	(25)
10.	2000 THRU 2200	2.0598	0.7890	(15)
11.	2200 THRU 2400	1.8695	0.9105	(18)
12.	2400 THRU HI	1.8354	0.7578	(22)

表1-6 合計客席規模別1席あたりの建築面積の平均値

CODE	VALUE LABEL	MEAN	STD DEV	N
		2.2794 (平均)	1.5126	(466) 全体
1.	10 THRU 50	2.0926	1.8985	(116)
2.	6 THRU 10	2.3150	1.1572	(171)
3.	11 THRU 15	2.0684	1.1432	(71)
4.	16 THRU 20	2.2588	1.2904	(42)
5.	21 THRU 25	2.3246	1.3784	(29)
6.	26 THRU 30	2.5866	1.4719	(17)
7.	31 THRU 35	2.3182	0.6114	(6)
8.	36 THRU 40	2.6419	0.5140	(3)
9.	41 THRU HI	4.4232	3.3430	(11)

表1-7 職員規模別1席あたりの建築面積の平均値

1席あたりの延床面積の平均値は5.31m²/席である。ただし、図1-13に示すように、延床面積と合計客席数との相関は、建築面積の場合より少ない。これは、この種の施設では、基本の平面プランは、最も場所をとる大ホール施設によって決まるため、建築面積には、ホール規模がかなり強く反映するが、延床面積は、会議室やその他の施設の大ききにも影響をより強く受けるため、ホール規模の影響が

最も頻度の多い職員数6人から11人の範囲では、それは4.8m²/席、
次いで頻度の多い5人以下の施設では、それは3.6m²/席となっ
て
いる。

CODE	VALUE LABEL	MEAN (平均)	STD DEV	N
		5.3078	5.5594	(474) 合計
0.	0	0.0	0.0	(12)
1.	0 THRU 400	19.9711	15.8679	(14)
2.	400 THRU 600	10.1942	9.3701	(37)
3.	600 THRU 800	6.7129	6.1194	(35)
4.	800 THRU 1000	4.8428	4.2232	(56)
5.	1000 THRU 1200	4.1397	1.7970	(71)
6.	1200 THRU 1400	3.8239	1.7418	(61)
7.	1400 THRU 1600	4.0170	2.0301	(62)
8.	1600 THRU 1800	4.2538	1.6338	(44)
9.	1800 THRU 2000	4.7371	2.2347	(25)
10.	2000 THRU 2200	4.9509	2.1144	(16)
11.	2200 THRU 2400	4.5147	2.1654	(18)
12.	2400 THRU HI	4.8109	2.7513	(23)

表1-8 合計客席規模別1席あたりの延床面積の平均値

CODE	VALUE LABEL	MEAN	STD DEV	N
		5.3171	5.5814	(470)
1.	LO THRU 5	3.6369	3.0188	(115)
2.	6 THRU 10	4.7762	5.0693	(172)
3.	11 THRU 15	4.8910	4.1318	(73)
4.	16 THRU 20	6.1543	5.8732	(42)
5.	21 THRU 25	7.1011	5.1823	(29)
6.	26 THRU 30	7.6805	5.5118	(17)
7.	31 THRU 35	12.6301	10.8421	(6)
8.	36 THRU 40	8.9397	3.3524	(3)
9.	41 THRU HI	15.7418	13.8674	(13)

表1-9 職員規模別1席あたりの延床面積の平均値

最後に、図1-14に公文協加盟施設における建築面積と職員数の関係
を、図1-15に延床面積と職員数の関係を示した。両者とも非常にゆ
るい相関が見られ、施設規模が大きくなるほど職員数も大きくなる
関係にある。

以上が、昭和55年度版全国公立文化施設協議会名簿に見る文化会館
及びその類似施設の規模概要である。

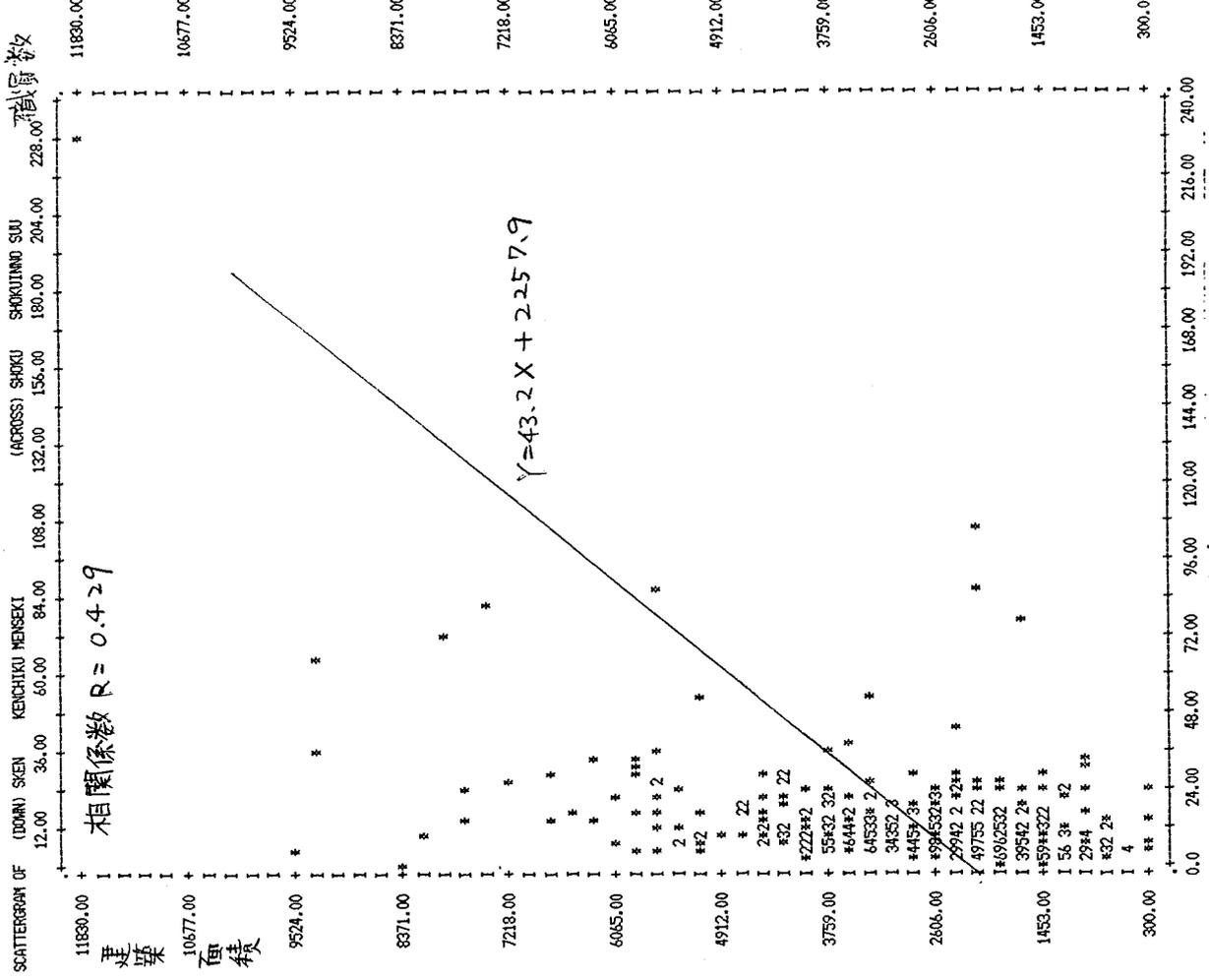


図1-14 公文協加盟施設の建築面積と職員数の関係

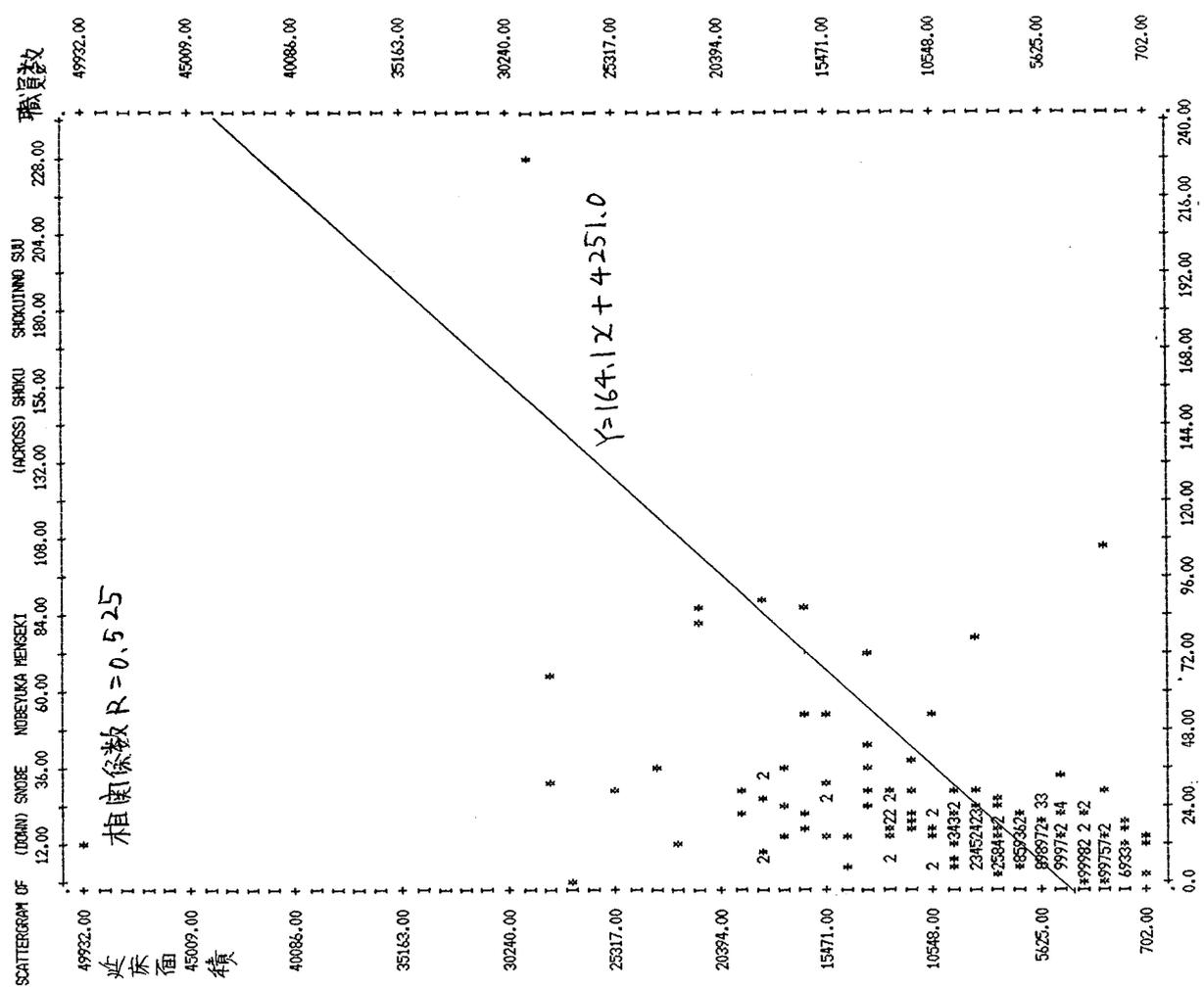


図1-15 公文協加盟施設の延床面積と職員数の関係

*1) 詳細は表1-4を参照

ここで今度はさらに対象を絞って、文化庁の地方文化施設整備費補助金交付施設についてその施設概要を見る。先にも述べたように当補助金は昭和42年度から交付されてくるが、今回の分析には最近の昭和53年から55年までの該当施設計60館を対象とした。^{*1)}

敷地面積の平均は13355m²となっており、公文協加盟施設の平均である9803m²より多くなっている。図1-16に敷地面積の分布を示す。

これによると、8000m²から10000m²^{XSSHUKI}

の敷地に立つ文化会館が最も多

いことが判る。ここでこの図と、図

1-4の公文協加盟施設の敷地面積

の分布とを比較すると、先にあ

げた8000m²から10000m²の範

囲で、文化庁補助金対象施設の

ほうにピークが出てくる他は、

たとえば、12000m²から14000m²

の範囲の敷地面積を持つ施設が

最も少ない等、同じような傾向

を示す。従って、先に見た、文化

庁補助金対象施設の敷地面積

の平均を押し上げてくるのは、主

として8000m²から10000m²

の範囲に見られるピークであると推測される。文化庁補助金対象

施設の建築面積の平均は、3585m²で、公文協加盟施設の2793m²

よりも高い数値を示している。図1-17に、文化庁補助金対象施設の

建築面積の分布を示したが、これを公文協加盟施設の建築面積の

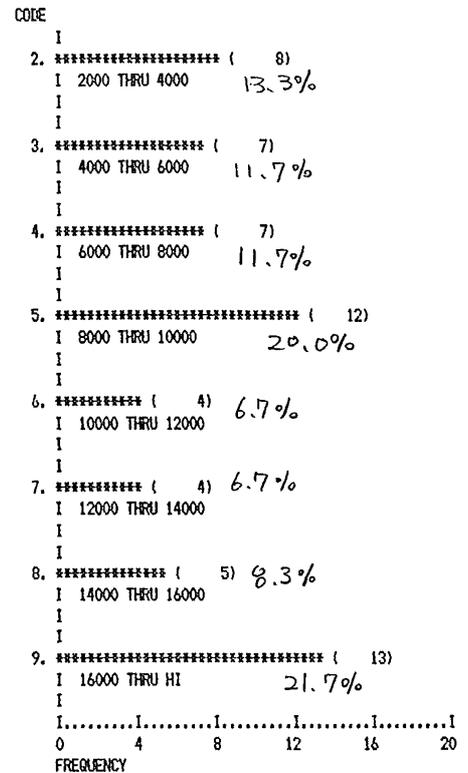
分布図である図1-5と比較してみると、前者のピークは3000m²か

ら4000m²の範囲にあるのに対して、後者のピークは2000m²から

3000m²の範囲にある等、前者のほうが後者に対して、やや規模

が大きくなっている傾向が見られる。

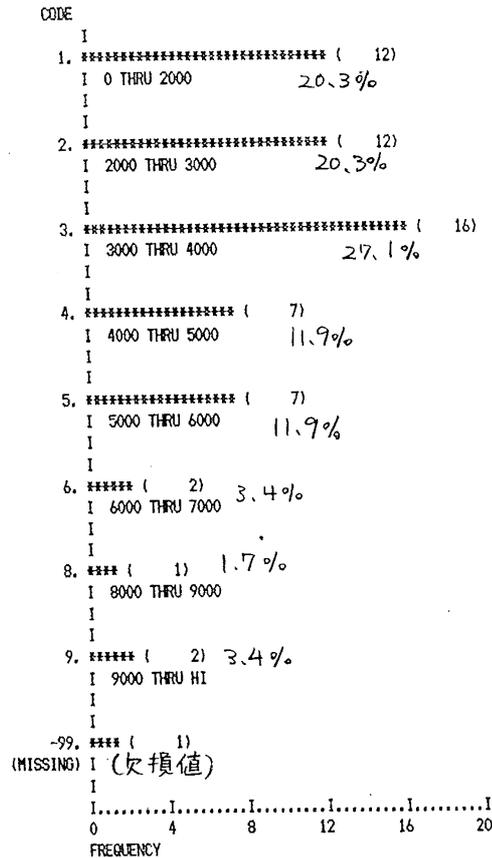
文化庁補助金対象施設の延床面積の平均は、6099m²である。これ



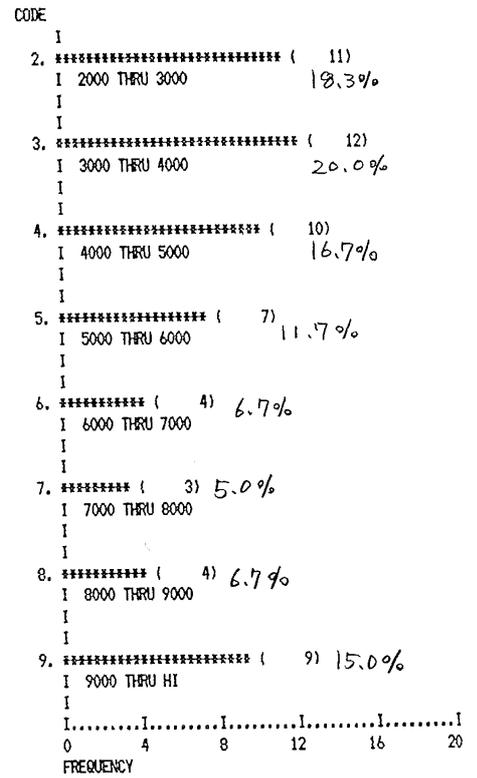
VALID CASES 60 MISSING CASES 0
図1-16 文化庁補助金対象施設の敷地面積

は、公文協加盟施設の延床面積の平均 6315m^2 よりもやや小さい。

XSKEN



XSKOBE



VALID CASES 59 MISSING CASES 1
図1-17 文化庁補助金対象施設の建築面積

VALID CASES 60 MISSING CASES 0
図1-18 文化庁補助金対象施設の延床面積

図1-18に文化庁補助金対象施設の延床面積の分布を示した。これと図1-17の公文協加盟施設の延床面積の分布を比較してみると、ピークは、両者とも 3000m^2 から 4000m^2 の範囲にあり等しいが、後者には前者にない 5000m^2 から 6000m^2 あたりに小さなピークが見られる。これか、文化庁補助金対象施設の延床面積が公文協加盟施設の延床面積の平均よりやや下まわる数値としてしている要因と思われる。しかし、ピーク値から判断すると、両者とも、平均的には、ほぼ同じ延床面積を持つと考えて良いであろう。

次に文化庁補助金対象施設のホールの客席数について検討する。まず、施設中で最も大きいホールの客席数の平均は1077席である。公文協加盟施設のそれが1180席であったから、やや小さい値となっている。文化庁補助金対象施設の施設中で最も大きいホール(ホ

XSEAT

XSEAT1

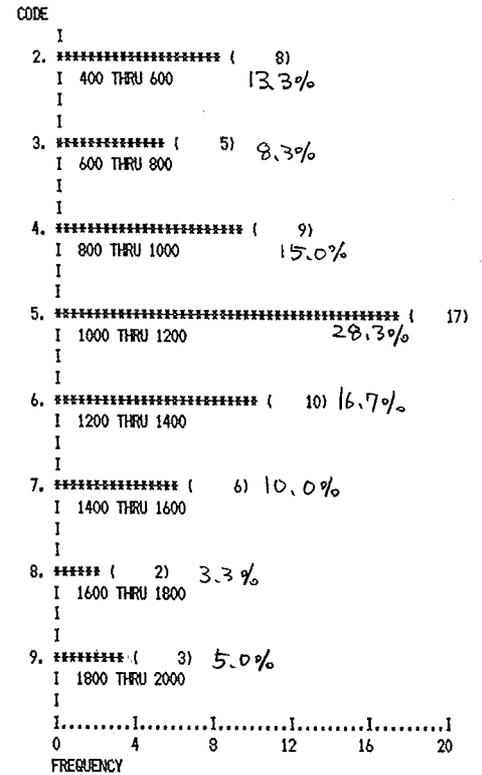
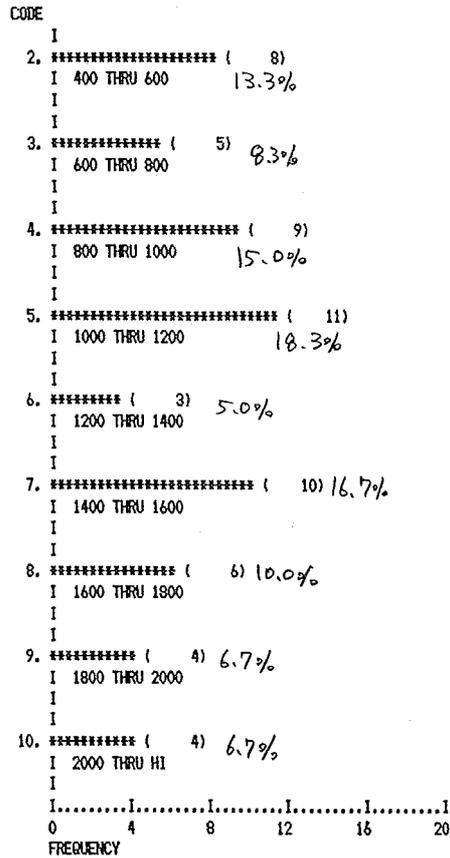


図1-20 文化庁補助金対象施設のオ1ホールの客席数の分布

VALID CASES 60 MISSING CASES 0

図1-19 文化庁補助金対象施設のオ1ホールからオ3ホールまでの合計客席数の分布

XSEAT2

XSEAT3

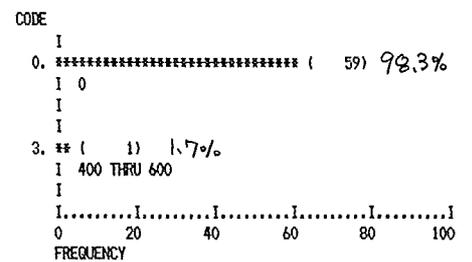
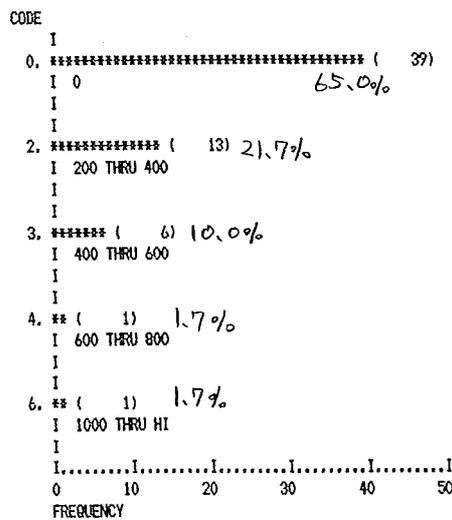


図1-22 文化庁補助金対象施設のオ3ホールの客席数の分布

VALID CASES 60 MISSING CASES 0

図1-21 文化庁補助金対象施設のオ2ホールの客席数の分布

1ホール)の客席規模の分布を図1-20に示す。これによると、1000席から1200席の客席数のホールを持つ施設が、とびぬけて多い。また1000席を越えるホールを持つ施設は全体の63.3%を占めている。これを、

図1-8の公文協加盟施設の第1ホールの規模分布と比較すると、そのピークの分布等、ほとんど同じ形を示している。文化庁補助金対象施設のオ1ホールでは400席以下のものが見られないうのは、この補助金が500席以上のホール施設を持つことを条件に交付されているからである。図1-21には、文化庁補助金対象施設の第2ホールの客席数の分布を示す。まず、オ2ホールを持つ施設は全体の35%ある。第2ホールの規模は200席から400席の範囲のものが21.7%、400から600席の範囲のものが10.0%で、ほとんどこの範囲に納まっている。図1-22に第3ホールの分布を示したが、昭和53年度から55年度の文化庁補助金対象事業では、三つのホール施設を持つものは1館しかなかった。

ここで、第1ホールからオ3ホールの数を加算してみると、0から400席の範囲のホールは13館、400席から600席の範囲のホールは15館、600席から800席の範囲のホールは6館、800席から1000席の範囲のホールは9館、1000席から1200席の範囲の館は18館という具合になる。これによると、公文協加盟施設の客席数が考察したと同じ状況、つまり、600席から1000席の範囲のホールが少ないという状況がうかがえる。

さらに図1-19に各館のホールの合計客席数の規模分布を示した。これによると1000席から1200席の範囲と1400席から1600席の範囲にピークが見られる。また、文化庁補助金対象施設の各館のホールの合計客席数の平均値は1237席である。これも、公文協加盟施設の合計客席数の平均値1310席をやや下回っている。

次に、文化庁補助金対象施設における建築規模と客席数の関係について考察する。

まず、建築面積と合計客席面積の関係をみると、図1-23のように、強い相関が見られる。これは、公文協加盟施設における同じ関係の相関よりも強い。ここで、客席1席あたりの建築面積の平均を見ると、 $2.88 \text{ m}^2/\text{席}$ となっている。これは、公文協加盟施設の場合の $2.28 \text{ m}^2/\text{席}$ よりも、やや大きい値である。さらに表1-10に文化庁補助金対象施

設における単位客席あたりの建築面積の客席規模別平均を示す。これによると多少の凹凸はあるが、どの客席規模でも、ほぼ、平均値の2.88㎡/席の前後の数値をとっていると見て良いであろう。このうち、最も平均の低いのは1600席から1800席の範囲の2.80㎡/席、最も平均の高いのは1800席から2000席の範囲の3.58㎡/席である。

次に、図1-24に延床面積と合計客席面積の関係を見る。ここでも両者の関係は、公文協加盟施設の場合に比してはるかに強い相関を示している。文化庁補助金対象施設における客席1席あたりの延床面積の平均は4.77㎡/席である。これは、公文協加盟施設の5.31㎡/席よりも小さな値である。さらに表1-11に、文化庁補助金対象施設の単位客席あたりの延床面積の客席規模別の平均を示す。これによる多少の凹凸はあるが、その値は全体の平均値の前後に分散している。最も平均値の高いのは2000席を越える施設のもので7.27㎡/席、最も平均値の低いのは、600席から800席の範囲のもので3.68㎡/席である。

XMP

XMH

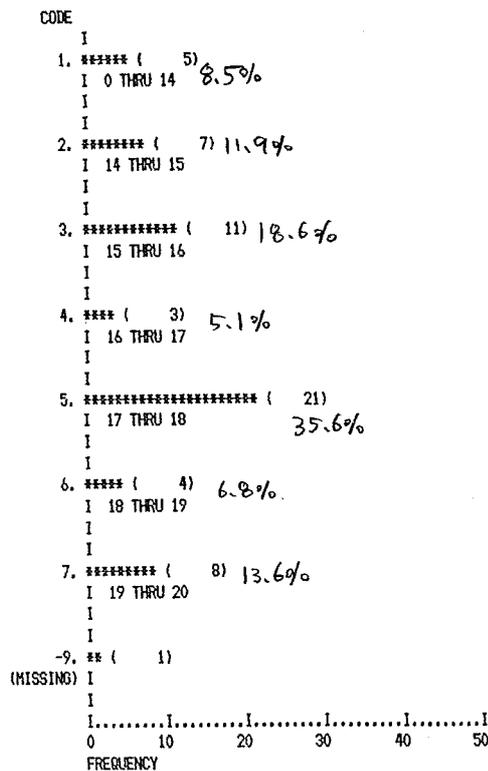


図1-25 文化庁補助金対象施設の第1ホールの舞台開口中の分布

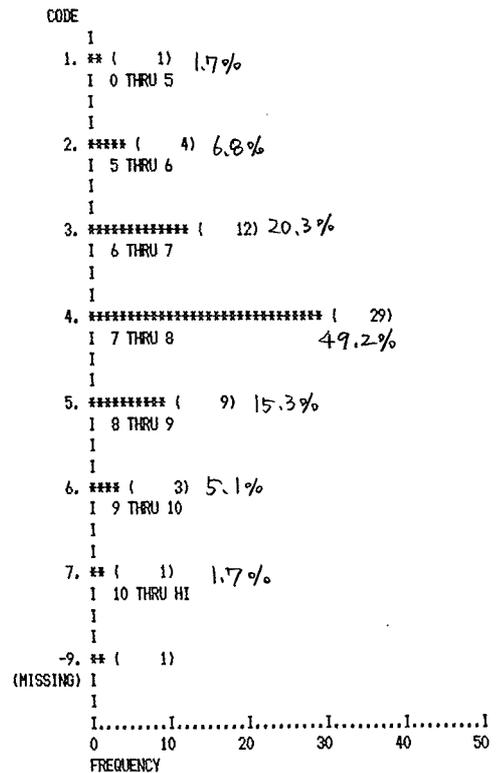
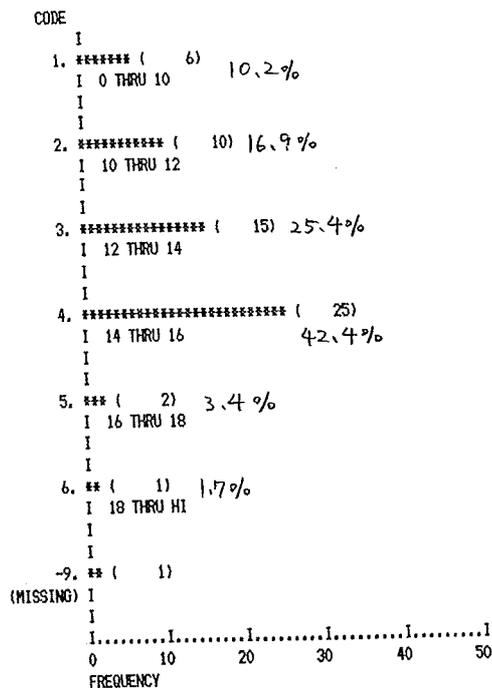


図1-26 文化庁補助金対象施設の第1ホールの舞台開口高さの分布

図1-25から図1-27に、文化庁補助金対象施設の第1ホールの舞台開口巾、舞台開口高さ、舞台奥行の分布を、それぞれ順に示した。まず、舞台開口巾については、17mから18mの範囲にあるものが圧倒的に多く、35.6%を占める。次いで、やや小さい15mから16mの範囲のものが18.6%を占めている。全体の平均値は17.1mである。



舞台開口高さについては17mから18mの範囲に全体の約半数の施設が入る。全体の

図1-27 文化庁補助金対象施設の第1ホールの舞台奥行の分布

舞台開口高さの平均値は7.8mである。舞台奥行については、14mから16mの範囲にあるものが全体の42.4%を占め最も多い。その平均値は13.7mである。

CODE	VALUE LABEL	MEAN <平均>	STD DEV	N
		17.0915	1.9358	(59) 全体
2.	400 THRU 600	14.5750	1.0647	(8)
3.	600 THRU 800	14.4000	1.5166	(5)
4.	800 THRU 1000	16.3111	0.8710	(9)
5.	1000 THRU 1200	17.3588	1.0583	(17)
6.	1200 THRU 1400	18.6000	0.8433	(10)
7.	1400 THRU 1600	18.9833	1.0778	(6)
8.	1600 THRU 1800	18.0000	0.0	(1)
9.	1800 THRU 2000	20.0000	0.0	(3)

表1-12 文化庁補助金対象施設の第1ホールの舞台開口巾の客席規模別平均

CODE	VALUE LABEL	MEAN <平均>	STD DEV	N
		7.7915	1.2846	(59) 全体
2.	400 THRU 600	6.1750	0.7704	(8)
3.	600 THRU 800	6.9000	0.8944	(5)
4.	800 THRU 1000	7.5222	0.5142	(9)
5.	1000 THRU 1200	7.8235	0.6109	(17)
6.	1200 THRU 1400	8.7200	1.7968	(10)
7.	1400 THRU 1600	8.2333	0.5888	(6)
8.	1600 THRU 1800	9.0000	0.0	(1)
9.	1800 THRU 2000	9.8333	0.2887	(3)

表1-13 文化庁補助金対象施設の第1ホールの舞台開口高さの客席規模別平均

CODE	VALUE LABEL	MEAN <平均>	STD DEV	N
	客席規模	13.7254	2.4286	(59) 全体
2.	400 THRU 600	9.9375	1.6995	(8)
3.	600 THRU 800	11.1000	1.6733	(5)
4.	800 THRU 1000	13.7222	1.1487	(9)
5.	1000 THRU 1200	13.9941	1.2901	(17)
6.	1200 THRU 1400	15.1000	0.5676	(10)
7.	1400 THRU 1600	15.4000	1.1314	(6)
8.	1600 THRU 1800	15.0000	0.0	(1)
9.	1800 THRU 2000	18.3333	2.5166	(3)

表1-14 文化庁補助金対象施設の第1ホールの舞台奥行の客席規模別平均
 表1-12から表1-14には、舞台開口巾、舞台開口高さ、舞台奥行の客席規模
 別平均を示した。これによると、それぞれ客席規模が大きくなるにつ
 れてその数値も大きくなる傾向が読みとれる。

ここで、舞台奥行/舞台開口巾について見てみる。文化庁補助金対象施
 設全体での平均は0.80である。さらに、表1-15には、その客席規模

CODE	VALUE LABEL	MEAN <平均>	STD DEV	N
	客席規模	0.8001	0.0906	(59) 全体
2.	400 THRU 600	0.6834	0.1162	(8)
3.	600 THRU 800	0.7680	0.0449	(5)
4.	800 THRU 1000	0.8420	0.0675	(9)
5.	1000 THRU 1200	0.8079	0.0788	(17)
6.	1200 THRU 1400	0.8132	0.0447	(10)
7.	1400 THRU 1600	0.8118	0.0510	(6)
8.	1600 THRU 1800	0.8333	0.0	(1)
9.	1800 THRU 2000	0.9167	0.1258	(3)

表1-15 文化庁補助金対象施設の第1ホールの舞台奥行/舞台開口巾の客席規
 模別平均

CODE	VALUE LABEL	MEAN <平均>	STD DEV	N
	舞台開口巾 (m)	0.8001	0.0906	(59) 全体
1.	0 THRU 14	0.7090	0.0931	(5)
2.	14 THRU 15	0.7730	0.1213	(7)
3.	15 THRU 16	0.8128	0.1146	(11)
4.	16 THRU 17	0.7874	0.1063	(3)
5.	17 THRU 18	0.8189	0.0422	(21)
6.	18 THRU 19	0.7728	0.0855	(4)
7.	19 THRU 20	0.8318	0.1034	(8)

表1-16 文化庁補助金対象施設の第1ホールの舞台奥行/舞台開口巾の舞台
 開口巾の規模別平均

別平均を、表1-16には舞台開口巾の規模別平均を示した。これによると、
 舞台開口巾に対して舞台奥行の大きさは、文化庁補助金対象施設のホ
 ールでは、客席数が増えるほど、また、舞台開口巾が大きくなるほど増

加する傾向があることが示されている。つまり逆に言うと、客席規模の小さなホールでは偏平な舞台が多いということである。

XNGAKU

XSGAKU

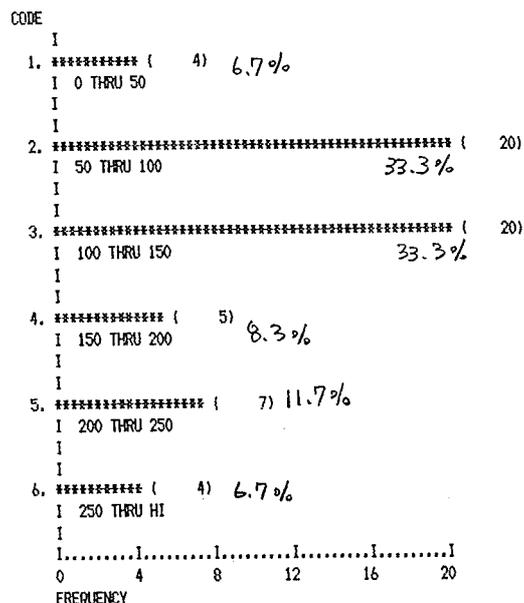
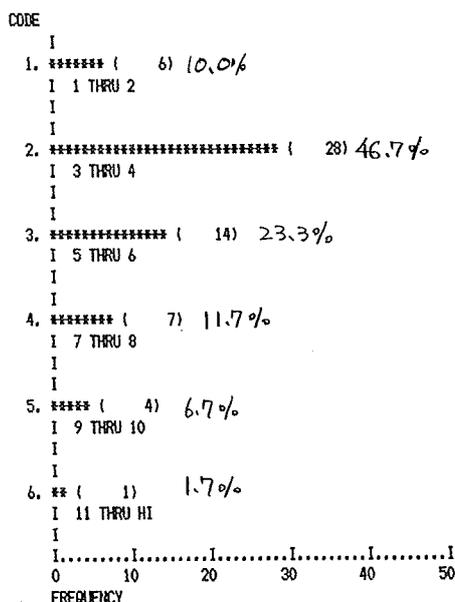


図1-28 文化庁補助金対象施設の全館合計楽屋数の規模分布

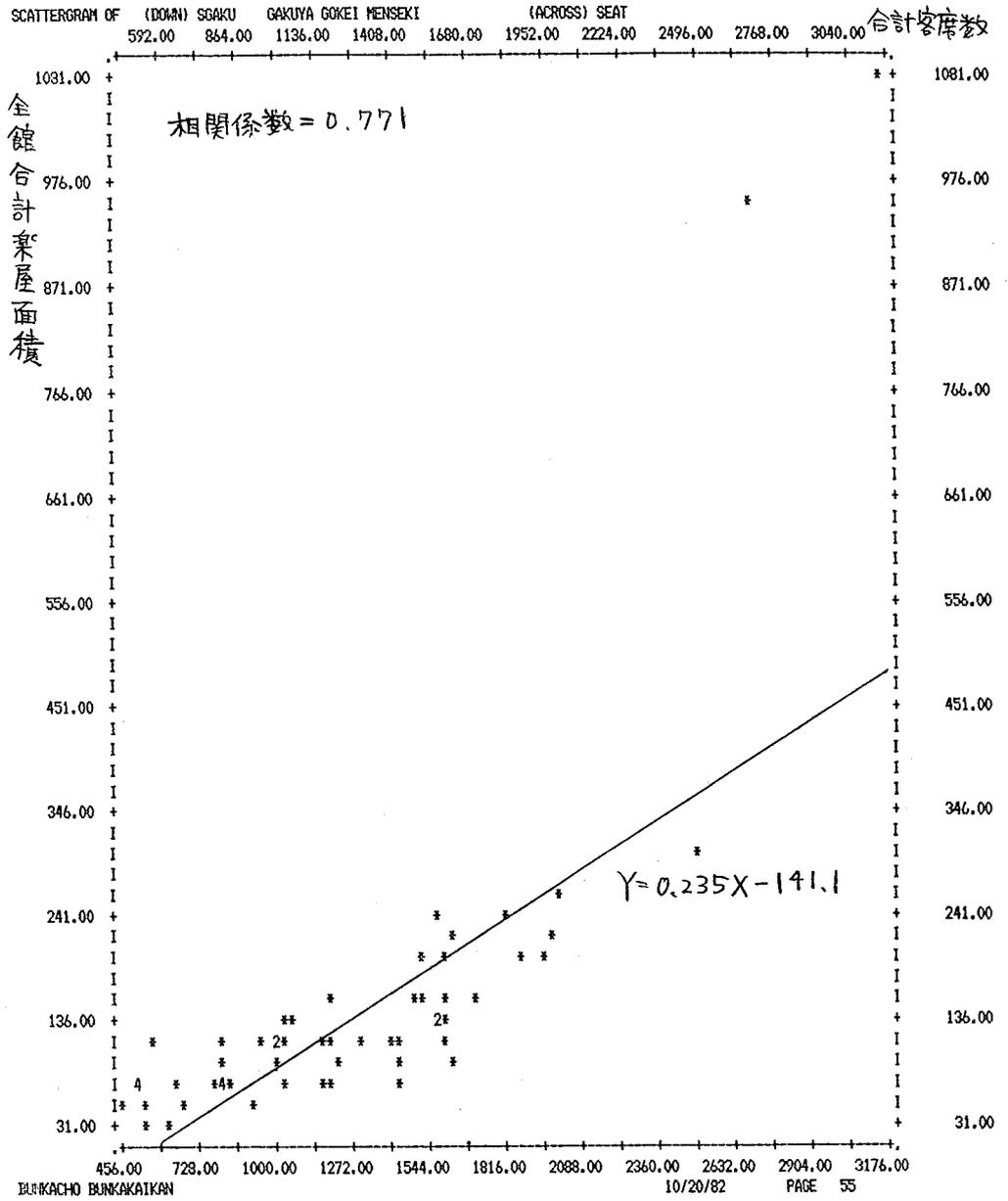
図1-29 文化庁補助金対象施設の全館合計楽屋面積の規模分布

CODE	VALUE LABEL	MEAN <平均>	STD DEV	N
	客席規模	149.8167	172.4913	(60) 全体
2.	400 THRU 600	66.2500	26.0864	(8)
3.	600 THRU 800	59.4000	16.4104	(5)
4.	800 THRU 1000	85.2222	23.6737	(9)
5.	1000 THRU 1200	108.1818	26.7836	(11)
6.	1200 THRU 1400	111.6667	9.2916	(3)
7.	1400 THRU 1600	148.6000	48.0514	(10)
8.	1600 THRU 1800	156.3333	51.2627	(6)
9.	1800 THRU 2000	215.7500	21.2818	(4)
10.	2000 THRU HI	645.7500	425.5603	(4)

表1-12 文化庁補助金対象施設の全館合計楽屋数の客席規模別平均

*1) ホールが複数あるものは全ては全館のホールの楽屋の合計とする。

文化庁補助金対象施設の楽屋規模について検討する。昭和53年度から55年度3年間に文化庁補助金の対象となった文化会館の全館合計楽屋数^{*1)}の平均は、4.95室である。図1-28には、全館合計楽屋数の分布を示す。これによると、3室から4室のものが最も多く全体の46.7%を占める。ついで、全館合計の楽屋面積^{*1)}については、その平均値は150m²である。図1-29には、全館合計の楽屋面積の分布を示す。これを見ると50m²から150m²程度の楽屋面積を持つものが最も多く、全体の2/3を占めている。さらに、表1-12に、全館合計楽屋数の合計客席規



STATISTICS..

CORRELATION (R)-	0.77056	R SQUARED -	0.59376	SIGNIFICANCE -	0.00000
STD ERR OF EST -	110.88433	INTERCEPT (A) -	-141.08962	SLOPE (B) -	0.23508
PLOTTED VALUES -	60	EXCLUDED VALUES-	0	MISSING VALUES -	0

図1-30 文化庁補助金対象施設における全館合計乗屋面積と合計客席数の関係

CODE	VALUE LABEL	MEAN <平均>	STD DEV	N
	客席規模	0.1106	0.0530	(60) 全体
2.	400 THRU 600	0.1279	0.0443	(8)
3.	600 THRU 800	0.0846	0.0218	(5)
4.	800 THRU 1000	0.0993	0.0276	(9)
5.	1000 THRU 1200	0.0992	0.0248	(11)
6.	1200 THRU 1400	0.0859	0.0077	(3)
7.	1400 THRU 1600	0.0974	0.0293	(10)
8.	1600 THRU 1800	0.0961	0.0317	(6)
9.	1800 THRU 2000	0.1136	0.0143	(4)
10.	2000 THRU HI	0.2352	0.1278	(4)

表1-13 文化庁補助金対象施設における単位客席あたりの乗屋面積(全館乗屋合計)の客席規模別平均

*1) ホールが複数あるものについては、その客席数の合計

*1) 模別の平均を示した。これによると、400席が5600席の範囲の合計客席規模をもつ会館の合計楽屋面積の平均値が最も小さく、66.3m²で、順次客席規模が増加することにより、その平均値も増加し、2000席以上の合計客席規模をもつ会館では、645.8m²に達している。

ここで図1-30に、全館合計楽屋面積と合計客席数の相関を見比べると、かなり強い相関があることがわかる。そこで、単位客席あたりの楽屋面積を計算して、その平均値を算出すると、0.11m²/席という値となる。この単位客席あたりの楽屋面積の各客席規模ごとの平均をみると、ほぼ、2000席を越える規模のものではほぼ0.1m²/席あたりに一定しているのがわかる。

次にオーケストラピットの規模を考察する。分析に使用した¹⁾地方文化施設整備費補助金交付施設概要²⁾(昭和56年3月、文化庁文化普及課)の一覧表にオーケストラピットの面積が記載され会館は60館中38館である。その平均値は79.4m²である。図1-31にその分布を示す。これによると、最も頻度の高いのは60~80m²の範囲のもので全体の52.6%を占めている。80m²を越えるオーケストラピットを持つものは、全体の39.2%

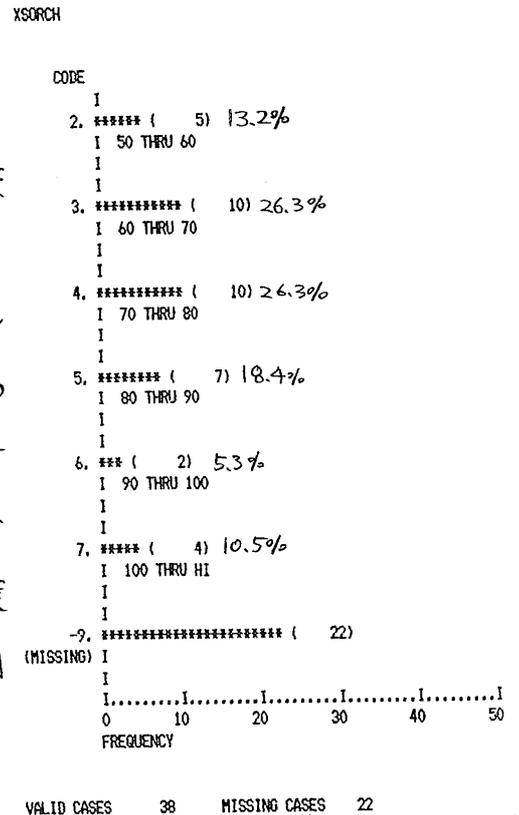
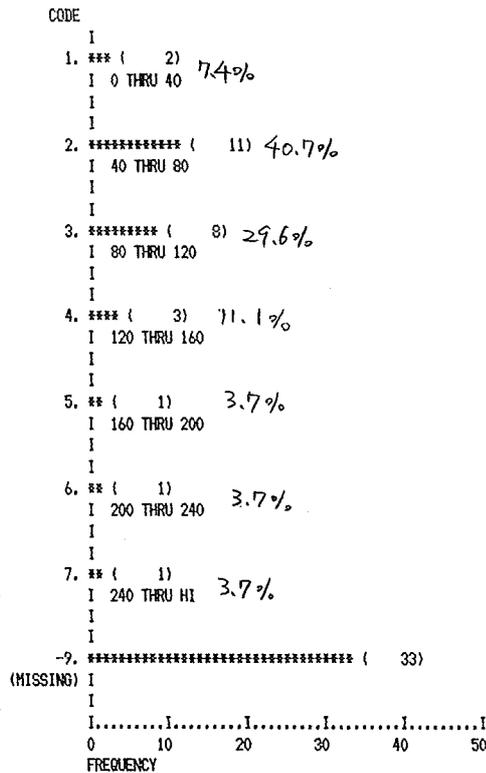


図1-31 文化庁補助金対象施設におけるオーケストラピットの規模

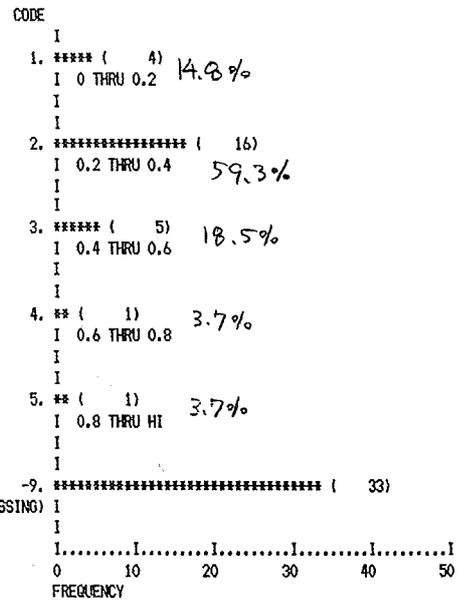
である。オーケストラピットの算定には、楽員1人あたり約1.3m²という数値が一般的に妥当とされているが、これによると、60m²のオーケストラピットは46人、80m²のものは約60人の楽員を収容できる。つまり、文化庁補助金対象施設におけるオーケストラピットは、主として、この程度の人数の楽員が想定されていると推測される。二管編成のオーケストラに必要な楽員数よりもやや小さな値である。従って、オーケストラを上演するには無理があり、むしろ、演劇やミュージカルの小編成

バント向きの規模と11える。

XSREHA



XF



VALID CASES 27 MISSING CASES 33

図1-32 文化庁補助金対象施設におけるリハーサル室面積の分布

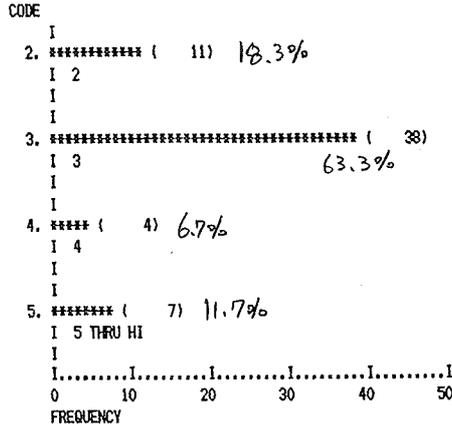
VALID CASES 27 MISSING CASES 33

図1-33 文化庁補助金対象施設におけるリハーサル室面積/主舞台面積^{*2)}の分布

*1)
主舞台面積は便宜上
700cm×4開口×
舞台奥行とした。

文化庁補助金対象施設では、リハーサル室を設けるように指導が行われている。昭和53年度から昭和55年度の対象施設では、先にあげた「地方文化施設整備費補助金交付施設概要」に示されている限り、60館中27館がリハーサル室を有している。その27館の平均は112²である。図1-32にその規模分布を示した。これによると40²から80²の範囲のものが最も多く11館、40.7%を占める。次いで80²から120²の範囲のものが多し。一般にリハーサル室は、本格的なリハーサルを行うためには主舞台面積^{*2)}と同等の規模が必要とされている。そこで、各館のリハーサル室面積/主舞台面積を算出した。27館におけるその平均は0.393であった。図1-33には、その規模分布を示した。これによると大半が0.2から0.4の範囲に系内まっており、0.6を越える館は2館しかない。つまり、ほとんどの館のリハーサル室は、本格的なリハーサルを行うというよりも、もう少し簡単なリハーサルを対象としている状況がうかがえる。

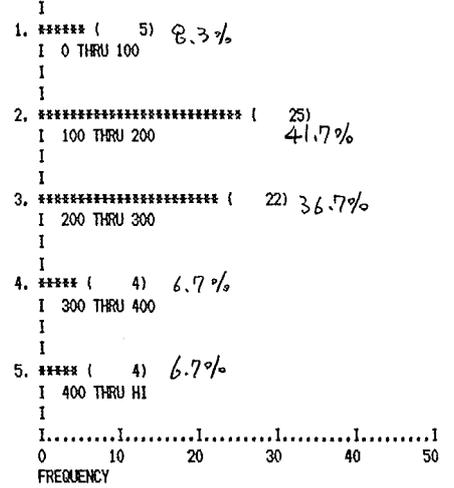
XNREN



VALID CASES 60 MISSING CASES 0

図1-34 文化庁補助金施設における練習室の数

CODE



VALID CASES 60 MISSING CASES 0

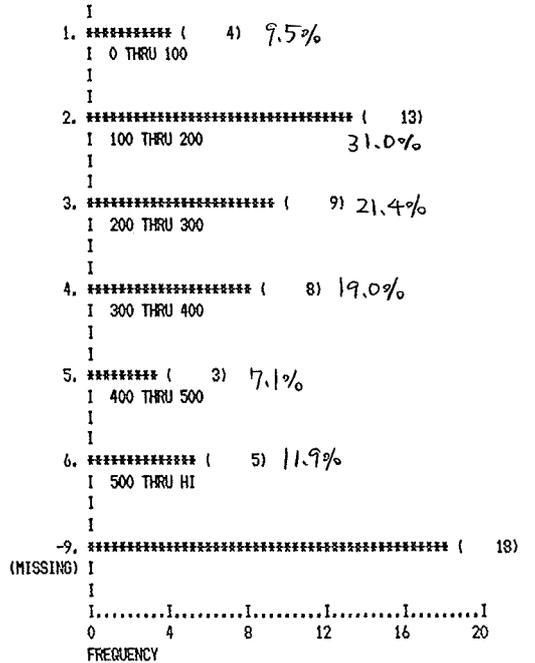
図1-35 文化庁補助金施設における練習室の合計面積

文化庁では、文化会館の補助金交付にあたり、市民の創造活動の振興のために、文化会館内に練習室を設けるように指導している。昭和53年度から55年度までの対象施設には平均3.18室の練習室がある。図1-34に、練習室の数の分布を示す。これによると、63.3%の会館が3室の練習室を持っていることが判る。4室以上の練習室をもつ会館は、全体の18.4%と少ない。

XSTEN

次に、これらの練習室の合計面積を見る。まず、全60館の平均値を見ると222m²である。図1-35にその規模分布を示す。これによると、100m²から300m²の合計練習室面積をもつ会館が最も多く、全体の78.4%を占める。つまり、昭和53年から55年度にかけて、文化庁補助金の対象となった文化会館では、平均3室程度、合計100m²から300m²程度の練習室を持つものが多いいよる。

CODE



VALID CASES 42 MISSING CASES 18

図1-36 文化庁補助金施設における展示室の面積

最後に、文化庁の補助金対象としての文化会館は、総合的に芸術文化領域を扱うということ、美術分野の市民の創造活動のための施設として展示室を含むように設定されている。従って昭和53年度から昭和55年度に補助金の対象となつた施設では「地方文化施設整備費補助金交付施設概要」(前出)の記載に見る限り60館中42館が展示室を備えている。その平均値は約282m²である。図1-36にその規模分布を示す。これによると最も多いのが100m²から200m²の範囲の展示室を持つ施設で全体の31.0%を占める。次に200m²から300m²の範囲のものが21.4%、さらに300m²から400m²の範囲のものが19.0%と続いている。この三つの範囲、即ち100m²から400m²の規模の展示室をもつ文化会館は、30館と、全60館の半数に達している。

以上が、昭和53年度から55年度にかけて文化庁の補助金の対象となつた文化会館の施設概要である。

ここで改めて、現在の文化会館の平均像を、文化庁の補助金対象施設の分析を中心に、公文協加盟施設の分析で補足しながら描いてみると次のようになる。

- 1) 文化会館は、ひとつないしは、たつのホールを中心とし、楽屋、リハーサル室、練習室、会議室、展示室等から成る複合施設である。
- 2) 会館の規模は、建築面積で3000m²から4000m²、延床面積では3000m²から6000m²程度のものが一般的である。ホールの客席1席を単位として考えると、1席あたりの建築面積では2.9m²/席、1席あたりの延床面積では4.8m²/席程度が一般的である。
- 3) ホールは、ひとつあるいはふたつ持つ施設が多い。第1ホールの客席規模は1000席から1200席程度のものが多く、第2ホールを持つものは、600席以下のホールが多い。第1ホールの舞台については、間口は17mから18m、奥行は14mから16mのものが最も多く、奥行/間口の平均が約0.8とやや扁平なものが

が多い。オーケストラピットを持つものもかなり見られるが、その規模は小さ目で、オーケストラ対象とするよりはむしろ、演劇やミュージカルの小規模のバンドに適している。

4) 楽屋については、ほぼ客席数に比例して規模が大きくなる傾向を示し、1席あたり 0.11m^2 の規模の楽屋を持つ施設が一般的である。楽屋室数では3室から4室程度のものも多く、意外に少ないのが特徴である。

5) リハーサル室については、その面積についてはかなりのバラツキが見られるが、主舞台の面積に対して、0.2から0.4程度の規模のものが多く、本格的なリハーサルというよりはむしろ、軽い練習といった程度に使用される規模である。

6) 練習室については、文化庁の指導致もあり、3室程度、計 200m^2 程度の規模のものが多い。

7) 展示室については、 100m^2 から 300m^2 の範囲のものが多い。

8) その他、場合によっては、3室から6室程度の会議室を持つている。

文化会館の平均像を、数値によって把握できると上記のようになる。ただし、ここにあげた数値は、あくまで、現在の文化会館の状況を把握するためのもので、今後の設計指針とすべきものではない。本論文は、これらの状況を、いろいろな角度から批判的に考察を行う立場にある。

3節 まとめ

本章では、文化会館の概念とその設置概況、施設概況について検討を行った。ここで、それらについてまとめると次のようになる。

1. 文化会館の概念については名称の上から、法的にも明確に定義づけ難い性格を持ち、その内容は、時代とともに大きく流動する傾向がある。しかし、数の上では、少なくとも全国各都市には1館は建設されるようになり、公共施設の一概念としては確立しているといえる。
2. 概念の流動の方向は、いわゆる大会・講演会、集会の場を提供する講堂型の公会堂施設から、舞台芸術を中心とする地域住民の芸術文化活動の場へと変質してきている。
3. 基本的に複合機能を目指している。つまり、文化会館はホールを中心に構成されているため、その活動は、舞台芸術に置かれているが、その他の芸術文化ジャンル、たとえば美術なども総合的に扱ってやこうという姿勢が見られる。
4. 極めて、一般的な文化会館の施設構成を見ると、1000席強の収容人数をもつホールを中心に、楽屋、リハーサル室、練習室、展示室、会議室などによって構成されている。場合によっては、複数のホールを持つ場合や、他の施設(結婚式場等)と一体に計画される場合もある。
5. 具体的な施設はホール・展示室が中心になっていることから窺えるように、創造活動の現場というよりはむしろ、出来上がった成果を発表する場を提供する機能が中心である。これは、貸ホール業を主としていた公会堂の性格をそのまま受けついでいると言える。しかし、文化庁の地方文化施設(文化会館)整備費補助金交付施設には居室程度の練習室を設置することが義務づけられているように、今日では、創造への視点も盛り込まれるようになってきている。また従来の貸館機能に対して、自主的な事業を行うようになり、その企画・運用能力が問われるようになってきている。

つまり、文化会館、初期の講堂的な公会堂から、舞台芸術を中心とし

て、他の文化ジャンルも総合的に扱う、市民の芸術文化活動の中枢的
色彩の強い施設へと流動してきたといえる。しかし、その境は、あま
り明確ではない。今日では、さらに、文化会館の創造性の獲得が問
われており、もう一度大きな曲がり角に立っているとと言える。次章以
下に、そうした曲がり角に立つ文化会館の状況と問題点、及び、今後の
あり方を検討することにする。